綾 部 市 公	番号第672号 発行日 平成30年6月1日 発行所 綾部市役所
	 ·綾部市高等職業訓練促進給付
	金等支給事業実施要綱の一部
	改正
○告示	(民生児童課)・・
・綾部市在宅高齢者等配食サー	 ・綾部市自立支援教育訓練給付
ビス事業実施要綱の一部改正	金事業実施要綱の一部改正
(高齢者支援課)・・・1	(民生児童課)・・
· 綾部市公共下水道供用開始告	・綾部市ひとり親家庭高等学校
示	卒業程度認定試験合格支援事
(下水道課)・・・2	業実施要綱の一部改正
 ・地縁団体変更告示(岡安自治) 	(民生児童課)・・
숲)	・社会福祉法人による介護保険
(市民協働課)・・・4	サービス利用者負担額軽減制 度事業実施要綱の一部改正
 ・地縁団体変更告示(東山町自) 	及事業 美施 安納 の 一 部 以正 (高齢者支援課)・・
治会)	•綾部市予防接種事故災害補償
(市民協働課)・・・5	規程の一部改正
 地縁団体変更告示(光野自治) 	(保健推進課)・・
会)	 ・綾部市訪問介護等利用支援事
(市民協働課)・・・6	業実施要綱の一部改正
 地縁団体変更告示(岡町自治) 	(高齢者支援課)・・
会)	 ・地縁団体変更告示(西八田地)
(市民協働課)・・・7	区自治会連合会)
 市道路線変更告示 (オ = = =) 	(市民協働課)・・
(建設課)・・・8	· 綾部市国民健康保険被保険者
 市道路線供用開始告示 (建設課)・・・9 	証の無効告示
·綾部市木造住宅耐震改修等事	(市民・国保課)・・
業費補助金交付要綱の一部改	 ・平成30年度綾部市国民保険
正	料の料率告示
(建築課)・・・10	(市民・国保課)・・
 ·綾部市自殺対策計画策定委員 	· 綾部市病後児保育事業実施要
会設置要綱の制定	綱の一部改正
(福祉課)・・・12	(民生児童課)・・
·綾部市地籍調査推進委員設置	·綾部市公共下水道供用開始告
要綱の制定	示
	(下水道課)・・

○公 告	・浄化槽設置工事(その3)条
・公示送達	件付一般競争入札について
(市民・国保課)・・・30	(監理課)・・・114
・浄化槽設置工事(その1)条	・浄化槽設置工事(その4)条
件付一般競争入札について	件付一般競争入札について
(監理課)・・・31	(監理課)・・・124
・浄化槽設置工事(その2)条	 ・綾部農業振興地域整備計画の
件付一般競争入札について	変更について
(監理課)・・・41	(農林課)・・・134
 ・農業経営基盤強化促進法に基 	○教育委員会規則
づく農用地利用集積計画の縦	・綾部市公民館の設置及び管理
覧について	に関する条例の一部を改正す
(農業委員会)・・・51	る条例の施行期日を定める規
・綾部農業振興地域整備計画の	則の制定
変更公告	••• 136
(農林課)・・・52	○教育委員会告示
 市道古屋線外1線道路災害 	 •平成30年第5回綾部市教育
復旧工事条件付一般競争入	委員会招集告示
札について	\cdot · · 137
(監理課)・・・54	○教育長訓令甲
•物部保育園外装他改修工事	・綾部市立の小学校及び中学校
(建築本体工事)条件付一	に勤務する府費負担教職員の
般競争入札について	服務に関する規程の一部改正
(監理課)・・・65	••• 138
 ・公共下水道舗装復旧(30- 	○選挙管理委員会告示
1) 工事条件付一般競争入札	・選挙人名簿抄本閲覧の状況
について	\cdot \cdot \cdot 141
(監理課)・・・75	・綾部市長選挙における公職の候
 ・公共下水道舗装復旧(30- 	補者の選挙運動に関する収支報
4) 工事条件付一般競争入札	告書要旨
について	••• • 144
(監理課)・・・85	 ・綾部市条例の制定又は改廃等
·給食調理室空調設備整備工事	の請求に要する有権者総数の
条件付一般競争入札について	50分の1の数
(監理課)・・・95	••••146
 物部保育園外装他改修工事(・綾部市議会の解散等の請求に
電気設備工事)条件付一般競	要する有権者総数の3分の1
争入札について	
(監理課)・・・104	•••147
	111
I	

・合併協議会設置協議について
 投票請求に要する有権者総数
 の6分の1の数

•••148

綾部市告示第88号

綾部市在宅高齢者等配食サービス事業実施要綱(平成12年綾部市告示第22号)の 一部を次のように改正する。

平成30年5月7日

綾部市長 山 崎 善 也

第1条中「高齢者等の」の次に「安否確認とともに、」を加える。

第4条中「毎週月曜日から金曜日までの週5日間」を「週当たりの対象者の希望利用 回数に応じて」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 事業者は、原則として直接手渡しにより給食を配達し、当該対象者の安否確認を行う ものとする。

第5条第3項中「老人介護支援センター(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第 5条の3に規定する老人福祉施設としての老人介護支援センターをいう。)に対し、意見 を聴くことができる。」を「必要に応じ、綾部市地域ケア会議(綾部市地域ケア会議設置 要綱(平成4年綾部市告示第18号)第1条に規定する会議をいう。)に対し、意見を聴 くものとする。」に改める。

様式第1号中「月・火・水・木・金」を「月・火・水・木・金・土・日」に改める。

附 則

この告示は、平成30年5月7日から施行する。

綾部市告示第89号

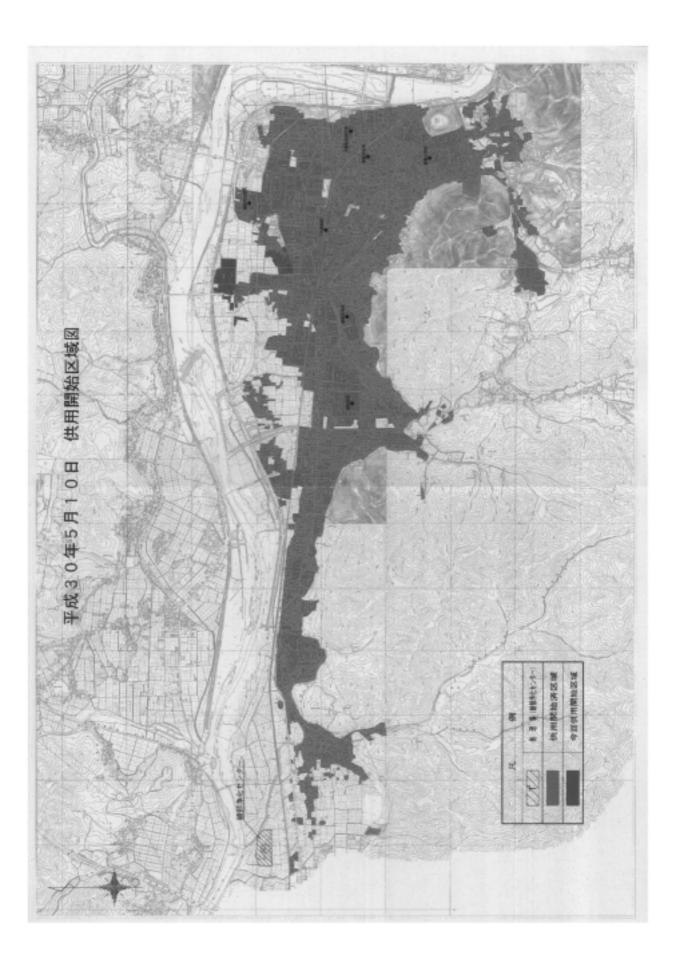
下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように 告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

平成30年 5月10日

- 綾部市長 山 崎 善 也
- 1 供用を開始すべき年月日 平成30年 5月10日
- 2 下水を排除すべき区域
- 位田町の一部、井倉新町の一部、井倉町の一部、 上野町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 位田町の一部、井倉新町の一部、井倉町の一部、 上野町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 平成30年 5月10日
- 6 下水を処理すべき区域
 位田町の一部、井倉新町の一部、井倉町の一部、

 上野町の一部
 上野町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
- (1)位置 高津町横枕8番地
- (2) 名称 綾部浄化センター



綾部市告示第90号

地縁による団体「岡安自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

平成30年5月15日

- 変更があった事項及び内容
 代表者を 綾部市岡安町土樋ノ下8番地の9 四 方 弘 二 に変更する。
- 2 変更年月日 平成30年4月1日
- 変更の理由
 任期満了による交代

綾部市告示第91号

地縁による団体「東山町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

平成30年5月15日

- 変更があった事項及び内容
 代表者を 綾部市東山町・田11番地の2 田 中 英 男 に変更する。
- 2 変更年月日 平成30年4月1日
- 変更の理由
 任期満了による交代

綾部市告示第92号

地縁による団体「光野自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

平成30年5月15日

- 変更があった事項及び内容
 代表者を 綾部市光野町海沢田38番地 馬 嶋 恒 治 に変更する。
- 2 変更年月日 平成30年4月1日
- 変更の理由
 任期満了による交代

綾部市告示第93号

地縁による団体「岡町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10 項の規定により告示する。

平成30年5月15日

- 変更があった事項及び内容
 代表者を 綾部市岡町長田1番地の3 岸 本 雅 生 に変更する。
- 2 変更年月日 平成30年4月1日
- 変更の理由
 任期満了による交代

綾部市告示第94号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次 のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成30年5月16日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所(建設部建設課管理担当)
- 2 縦覧期間
 平成30年5月16日から平成30年5月30日まで (閉庁日は除く)
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

4 変更する路線の区域

整理番号	路線名	X	間	延 長 (メートル)	変更	敷地の (メート	
	光 牛 国 地 o 日 纳	井倉新町北大村	橋2番1	51 40	前	最大 最小	8.04 7.65
1 1 5 1	弥生団地3号線	井倉新町土ノ	上18番	51.42	後	最大 最小	8.09 7.70

綾部市告示第95号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成30年5月 16日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成30年5月16日

- 1 縦覧場所 綾部市役所(建設部建設課管理担当)
- 2 縦覧期間
 平成30年5月16日から平成30年5月30日まで (閉庁日は除く)
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路線名	X	間
1 1 5 1	弥生団地3号線	井倉新町北大橋2番1	井倉新町土ノ上18番

綾部市告示第96号

綾部市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱(平成21年綾部市告示第42号)の 一部を次のように改正する。

平成30年5月18日

綾部市長 山 崎 善 也

第2条第5号を削り、同条第4号中「木造住宅(耐震改修」を「耐震診断の結果評点が 1.0未満と診断された木造住宅(耐震改修」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3 号中「結果、倒壊の可能性がある、又は高いと診断された木造住宅に対し、耐震改修設計 及び耐震改修工事を行うこと」を「結果評点が1.0未満と診断された木造住宅に対して 行う耐震改修設計又は耐震改修工事(国土交通省、一般財団法人日本建築防災協会又は一 般財団法人日本建築総合試験所その他の公的試験機関で確認又は評価を受けた補強工法又 は知事が認める補強工法を用いるものに限る。)で、評点を1.0以上(建築物の構造上 やむを得ない場合又は居住性が著しく悪化する場合にあっては、0.7以上)に向上させ るもの」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 評点 耐震診断の結果に基づき、地震に対する安全性を数値で示したものをいう。 第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「4分の3」を「5分の4」に、「90万円」を「 100万円」に、「30万円」を「40万円」に改め、同項ただし書中「耐震改修(以下 「従前改修」という。)又は」を削り、「とおりとする」を「額のうちいずれか少ない方 の額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 今回改修に要する経費に5分の4を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端 数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)
- (2)100万円から従前簡易耐震改修に要した経費に5分の4を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、当該額が40万円を超えるときは、40万円)を減じた額

第5条第2項中「一の」の次に「木造住宅に係る」を加え、同条第3項中「に対する簡 易耐震改修に係る」を「に係る簡易耐震改修に対する」に改める。

附則第2項中「第3条第2号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年5月18日から施行し、改正後の綾部市木造住宅耐震改修等 事業費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成30年度分の補助金 から適用する。

(経過措置)

- 2 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号国 土交通事務次官通知)第6第2号ロに規定する効果促進事業(以下「効果促進事業」と いう。)として実施する簡易耐震改修に係る新要綱の規定の適用については、平成32 年度分までの補助金に限り、新要綱第2条第5号中「耐震診断の結果評点が1.0未満 と診断された木造住宅」とあるのは「木造住宅」とする。
- 3 この告示による改正前の綾部市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第2条第4 号に規定する簡易耐震改修を平成30年4月1日前に実施した木造住宅に係る新要綱の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 平成32年度分までの補助金に限り、効果促進事業として実施する耐震改修等に係る 補助金の額については、新要綱第5条第1項の規定にかかわらず、附則別表に定めると おりとする。

附則別表(附則第4項関係)

補助金の額

耐震改修等を実施する又は耐震改修等が実施された一の木造住宅につき、耐震改修等の 設計及び工事に要する費用に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端 数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、耐震改修にあっては当該額が90万円 を超えるときは、90万円、簡易耐震改修にあっては当該額が30万円を超えるときは、 30万円)とする。ただし、当該木造住宅において当該耐震改修(以下「今回改修」と いう。)前に補助金の交付を受けて実施した簡易耐震改修(以下「従前簡易耐震改修」 という。)がある場合には、次に掲げる額のうちいずれか少ない方の額とする。 (1)今回改修に要する経費に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の 端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

(2) 90万円から従前簡易耐震改修に要した経費に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、当該額が30万円を超えるときは、30万円)を減じた額

綾部市告示第97号

綾部市自殺対策計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年5月18日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 綾部市における自殺対策に関する課題を明らかにし、自殺対策基本法(平成18 年法律第85号)第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画を市民の参画を得なが ら策定するため、綾部市自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (組織)
- 第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2)関係団体の職員
- (3)関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、所要の事務が終了したときまでとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任任期とする。
 - (委員長)
- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、自殺対策担当課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年5月18日から施行する。
- 2 この告示は、綾部市自殺対策計画の策定日をもってその効力を失う。

綾部市告示第98号

綾部市地籍調査推進委員設置要綱を次のように定める。

平成30年5月23日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市地籍調查推進委員設置要綱

(設置)

- 第1条 綾部市が行う国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査事業の 円滑な遂行を図るため、綾部市地籍調査推進委員(以下「委員」という。)を置く。 (委員)
- 第2条 委員の定数は、調査地区内の自治会ごとに若干名とし、自治会長から推薦を受け た土地所有者及び土地に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。 (任期)
- 第3条 委員の任期は、調査地区内の地籍調査事業が終了するまでの期間とする。 (任務)
- 第4条 委員の任務は、市が行う次に掲げる事項に協力することとする。
- (1) 地籍調査の趣旨の普及に関すること。
- (2) 地籍調査における関係者への連絡調整に関すること。
- (3) 地籍調査における境界確認に関すること。
- (4) 調査地区内の土地の境界紛争等の解決に関すること。
- (5) その他地籍調査事業に必要な事項に関すること。(守秘義務)
- 第5条 委員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又はその秘密を不当な目的に 使用してはならない。任期終了後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年5月23日から施行する。

綾部市告示第99号

綾部市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱(平成19年綾部市告示第18 号)の一部を次のように改正する。

平成30年5月23日

綾部市長 山 崎 善 也

第3条第5号を削る。

第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
 4 平成30年4月1日より、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には通算3年を超えない範囲で支給するものとする。

第5条の2に後段として次のように加える。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、 看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養 成機関の修了日を経過した日以後に修了支援給付金を支給するものとする。

様式第1号及び様式第1号の2中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者のうち 70歳以上の者」に改める。

附 則

- この告示は、平成30年5月23日から施行し、改正後の第5条第4項及び第5条の 2の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の綾部市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱様式第1 号及び様式第1号の2の規定は、平成31年7月1日以後に申請する給付金の支給について適用し、同日前に申請する給付金の支給については、なお従前の例による。

14

綾部市告示第100号

綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成19年綾部市告示第17号)の一 部を次のように改正する。

平成30年5月23日

綾部市長 山 崎 善 也

第4条第1号中「雇用保険制度の」の次に「一般」を加える。

様式第1号及び様式第3号中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者のうち70歳 以上の者」に改める。

附 則

1 この告示は、平成30年5月23日から施行する。

2 この告示による改正後の綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱様式第1号及び 様式第3号の規定は、平成31年7月1日以後に申請する給付金の支給について適用 し、同日前に申請する給付金の支給については、なお従前の例による。

綾部市告示第101号

綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成28年綾 部市告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成30年5月23日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第1号中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者のうち70歳以上の者」に改 める。

様式第3号中「受講終了日」を「受講修了日」に改め、「老人控除対象配偶者」を「同 一生計配偶者のうち70歳以上の者」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年5月23日から施行する。
- 2 この告示による改正後の綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 実施要綱の規定は、平成31年7月1日以後に申請する給付金の支給について適用し、 同日前に申請する給付金の支給については、なお従前の例による。

社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成12年 綾部市告示第26号)の一部を次のように改正する。

平成30年5月23日

綾部市長 山 崎 善 也

を

別表中

Г			
対象サービス等	訪問介護、通所介	訪問介護、定期巡	訪問介護、定期巡
	護、短期入所生活介	回·随時対応型訪	回·随時対応型訪
	護、定期巡回・随時	問介護看護若しく	問介護看護若しく
	対応型訪問介護看	は介護予防訪問介	は介護予防訪問介
	護、夜間対応型訪問	護又は第1号訪問	護又は第1号訪問
	介護、地域密着型通	事業のうち介護予	事業のうち介護予
	所介護、認知症対応	防訪問介護に相当	防訪問介護に相当
	型通所介護、小規模	する事業(自己負	する事業(自己負
	多機能型居宅介護、	担割合が保険給付	担割合が保険給付
	地域密着型介護老	と同様のものに限	と同様のものに限
	人福祉施設入所者	る。)(対象サービ	る。)(対象サービ
	生活介護、看護小規	スの提供を行う社	スの提供を行う社
	模多機能型居宅介	会福祉法人の指定	会福祉法人の指定
	護、介護福祉施設サ	訪問介護事業所又	訪問介護事業所又
	ービス、介護予防訪	は指定介護予防訪	は指定介護予防訪
	問介護、介護予防通	問介護事業所が、	問介護事業所が、
	所介護、介護予防短	離島等厚生労働大	中山間地域等の地
	期入所生活介護、介	臣が定める地域	域に所在する小規
	護予防認知症対応	(指定居宅サービ	模の事業所(指定
	型通所介護及び介	スに要する費用の	居宅サービスに要
	護予防小規模多機	額の算定に関する	する費用の額の算
	能型居宅介護並び	基準(平成12年	定に関する基準
	に第1号訪問事業	厚生省告示第19	(平成12年厚生
	のうち介護予防訪	号)及び指定介護	省告示第19号)
	問介護に相当する	予防サービスに要	及び指定介護予防
	事業及び第1号通	する費用の額の算	サービスに要する
	所事業のうち介護	定に関する基準	費用の額の算定に
	予防通所介護に相	(平成18年厚生	関する基準(平成

17

当する事業(自己負	労働省告示第	18年厚生労働省
担割合が保険給付	1 2 7 号) に規定	告示第127号)
と同様のものに限	する、別に厚生労	に規定する、別に
る。)に係る利用者	働大臣が定める地	厚生労働大臣が定
負担額並びに食費、	域) に所在する場	める地域に所在
居住費(滞在費)及	合に限る。)	し、かつ、別に労
び宿泊費(短期入所		働大臣が定める設
生活介護、地域密着		備基準に適合する
型介護老人福祉施		事業所)である場
設入所者生活介護、		合に限る。)
介護福祉施設サー		
ビス又は介護予防		
短期入所生活介護		
に係る食費及び居		
住費(滞在費)につ		
いては、介護保険制		
度における特定入		
所者介護サービス		
費又は特定入所者		
介護予防サービス		
費が支給されてい		
る場合に限る。)に		
係る利用者負担額		
とする。ただし、定		
期巡回·随時対応型		
訪問介護看護、指定		
地域密着型介護老		
人福祉施設、指定介		
護老人福祉施設、小		
規模多機能型居宅		
介護及び看護小規		
模多機能型居宅介		
護を利用する利用		
者負担第2段階の		
者のサービス費に		
係る利用者負担額		
については、軽減の		
対象としない。		

┘

Г

I			
対象サービス等	訪問介護、通所介	訪問介護若しくは	訪問介護若しくは
	護、短期入所生活介	定期巡回・随時対	定期巡回・随時対
	護、定期巡回・随時	応型訪問介護看護	応型訪問介護看護
	対応型訪問介護看	又は第1号訪問事	又は第1号訪問事
	護、夜間対応型訪問	業のうち介護予防	業のうち介護予防
	介護、地域密着型通	訪問介護に相当す	訪問介護に相当す
	所介護、認知症対応	る事業(自己負担	る事業(自己負担
	型通所介護、小規模	割合が保険給付と	割合が保険給付と
	多機能型居宅介護、	同様のものに限	同様のものに限
	地域密着型介護老	る。)(対象サービ	る。)(対象サービ
	人福祉施設入所者	スの提供を行う社	スの提供を行う社
	生活介護、看護小規	会福祉法人の指定	会福祉法人の指定
	模多機能型居宅介	訪問介護事業所	訪問介護事業所
	護、介護福祉施設サ	が、離島等厚生労	が、中山間地域等
	ービス、介護予防短	働大臣が定める地	の地域に所在する
	期入所生活介護、介	域(指定居宅サー	小規模の事業所
	護予防認知症対応	ビスに要する費用	(指定居宅サービ
	型通所介護及び介	の額の算定に関す	スに要する費用の
	護予防小規模多機	る基準(平成12	額の算定に関する
	能型居宅介護並び	年厚生省告示第	基準(平成12年
	に第1号訪問事業	19号)に規定す	厚生省告示第19
	のうち介護予防訪	る、別に厚生労働	号)に規定する、
	問介護に相当する	大臣が定める地	別に厚生労働大臣
	事業及び第1号通	域)に所在する場	が定める地域に所
	所事業のうち介護	合に限る。)	在し、かつ、別に
	予防通所介護に相		労働大臣が定める
	当する事業(自己負		設備基準に適合す
	担割合が保険給付		る事業所)である
	と同様のものに限		場合に限る。)
	る。)に係る利用者		
	負担額並びに食費、		
	居住費(滞在費)及		
	び宿泊費(短期入所		
	生活介護、地域密着		
	型介護老人福祉施		
	設入所者生活介護、		
	介護福祉施設サー		

に

ビス又は介護予防 短期入所生活介護 に係る食費及び居 住費(滞在費)につ いては、介護保険制 度における特定入 所者介護サービス 費又は特定入所者 介護予防サービス 費が支給されてい る場合に限る。)に 係る利用者負担額 とする。ただし、定 期巡回・随時対応型 訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅 介護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の 対象としない。		
に係る食費及び居 住費(滞在費)につ いては、介護保険制 度における特定入 所者介護サービス 費又は特定入所者 介護予防サービス 費が支給されてい る場合に限る。)に 係る利用者負担額 とする。ただし、定 期巡回・随時対応型 訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	ビス又は介護予防	
 住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)に係る利用者負担額とする。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護者人福祉施設、指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担額者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担額については、軽減の 	短期入所生活介護	
いては、介護保険制 度における特定入 所者介護サービス 費又は特定入所者 介護予防サービス 費が支給されてい る場合に限る。)に 係る利用者負担額 とする。ただし、定 期巡回・随時対応型 訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	に係る食費及び居	
度における特定入 所者介護サービス 費又は特定入所者 介護予防サービス 費が支給されてい る場合に限る。)に 係る利用者負担額 とする。ただし、定 期巡回・随時対応型 訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	住費(滞在費)につ	
所者介護サービス 費又は特定入所者 介護予防サービス 費が支給されてい る場合に限る。)に 係る利用者負担額 とする。ただし、定 期巡回・随時対応型 訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	いては、介護保険制	
 費又は特定入所者 介護予防サービス 費が支給されている場合に限る。)に 係る利用者負担額 とする。ただし、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介護老 技福祉施設、小規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の 	度における特定入	
 介護予防サービス 費が支給されてい る場合に限る。)に 係る利用者負担額 とする。ただし、定 期巡回・随時対応型 訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の 	所者介護サービス	
 費が支給されている場合に限る。)に 係る利用者負担額 とする。ただし、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の 	費又は特定入所者	
る場合に限る。)に 係る利用者負担額 とする。ただし、定 期巡回・随時対応型 訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	介護予防サービス	
係る利用者負担額 とする。ただし、定 期巡回・随時対応型 訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	費が支給されてい	
とする。ただし、定 期巡回・随時対応型 訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	る場合に限る。)に	
 期巡回・随時対応型 訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の 	係る利用者負担額	
訪問介護看護、指定 地域密着型介護老 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	とする。ただし、定	
地域密着型介護老 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	期巡回·随時対応型	
 人福祉施設、指定介 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の 	訪問介護看護、指定	
 護老人福祉施設、小 規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の 	地域密着型介護老	
規模多機能型居宅 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	人福祉施設、指定介	
 介護及び看護小規 模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の 	護老人福祉施設、小	
模多機能型居宅介 護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	規模多機能型居宅	
護を利用する利用 者負担第2段階の 者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	介護及び看護小規	
者 負 担 第 2 段 階 の 者 の サ ー ビ ス 費 に 係 る 利 用 者 負 担 額 については、軽減の	模多機能型居宅介	
者のサービス費に 係る利用者負担額 については、軽減の	護を利用する利用	
係る利用者負担額 については、軽減の	者負担第2段階の	
については、軽減の	者のサービス費に	
	係る利用者負担額	
対象としない。	については、軽減の	
	対象としない。	

改める。

様式第4号(裏面)中、「、介護予防訪問介護、介護予防通所介護」を削る。

┘

附 則

この告示は、平成30年5月23日から施行する。

綾部市告示第105号

綾部市予防接種事故災害補償規程(平成2年綾部市告示第36号)の一部を次のように 改正する。

平成30年5月23日

綾部市長 山 崎 善 也

第4条第2号ア中「4,340万円」を「4,360万円」に改め、同号イ中 「4,340万円」を「4,360万円」に、「2,889万9千円」を「2,903万2 千円」に、「2,206万2千円」を「2,216万3千円」に改める。

附 則

この告示は、平成30年5月23日から施行し、改正後の綾部市予防接種事故災害補償 規程の規定は、平成30年4月1日以降に発見された事故から適用する。

綾部市告示第106号

綾部市訪問介護等利用支援事業実施要綱(平成17年綾部市告示第72号)の一部を次 のように改正する。

平成30年5月23日

綾部市長 山 崎 善 也

第1条中「、介護予防訪問介護」を削る。

附 則

この告示は、平成30年5月23日から施行する。

綾部市告示第107号

地縁による団体「西八田地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地 方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

平成30年5月24日

- 変更があった事項及び内容
 代表者を 綾部市岡安町横田44番地 四 方 房 夫 に変更する。
- 2 変更年月日 平成30年4月1日
- 変更の理由
 任期満了による交代

綾部市告示第 /08 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則(平成8年綾部市規則第15号)第20条の規 定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

平成30年 5月25日

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
証交付年月日	証記号・番号 /	生年月日
平成30年4月1日	綾0109-51014	昭和20年 4月20日
平成30年4月1日	綾0217-41006	昭和23年 4月 2日
平成30年4月1日	綾0306-31021	昭和40年 8月12日
平成30年4月1日	綾0307-22001	昭和30年11月 5日
平成30年4月1日	彼 0502-03015	昭和18年 7月20日
平成30年4月1日	綾0508-01008	昭和22年 3月15日
平成30年4月1日	綾0508-01014	昭和50年 4月11日
平成30年4月1日	綾0518-85037	昭和42年12月30日
平成30年4月1日	綾0606-15017	昭和25年10月31日
平成30年4月1日	綾0709-41013	平成28年 9月20日
平成30年4月1日	綾0709-41013	平成26年 4月19日
平成30年4月1日	綾0709-41013	平成21年 5月 3日
平成30年4月1日	綾0709-41013	平成19年 1月29日
平成30年4月1日	綾0821-63004	昭和18年 7月24日
平成30年4月1日	綾0827-32002	昭和26年 8月25日
平成30年4月1日	綾0828-15066	昭和23年 9月 9日
平成30年4月1日	綾0828-15066	昭和24年 3月31日
平成30年4月1日	綾0828-21006	昭和18年 6月20日
平成30年4月1日	綾0828-21006	昭和20年 7月11日
平成30年4月1日	綾0830-22053	昭和32年12月 5日
平成30年4月1日	綾0830-61014	昭和23年 2月 5日
平成30年4月1日	綾0832-52004	平成 2年 8月 3日
平成30年4月1日	綾0832-81035	昭和27年 8月19日

平成30年4月1日	綾0834-32015	昭和22年12月23日
平成30年4月1日	綾0835-25012	平成 8年 8月24日
平成30年4月1日	綾0835-33001	昭和20年 4月 1日
平成30年4月1日	綾0839-73012	昭和44年 5月 1日
平成30年4月1日	綾0903-41014	昭和23年 5月27日
平成30年4月1日	綾1001-41007	昭和22年 3月31日
平成30年4月1日	綾1007-31005	昭和21年 9月13日
平成30年4月1日	綾1007-31005	昭和25年11月24日
平成30年4月1日	綾1014-81070	昭和51年 8月29日
平成30年4月1日	綾1101-62002	昭和19年11月27日
平成30年4月1日	綾1105-83008	昭和23年 3月16日
平成30年4月1日	綾1201-21014	昭和31年10月27日
平成30年4月1日	綾1202-12002	昭和39年 8月 8日

綾部市告示第109号

平成30年度綾部市国民健康保険料の料率を次のように定めたので、綾部市国民健康保険条例(昭和34年綾部市条例第11号)第15条第3項及び第15条の6の5第3項並びに第15条の11第 3項の規定により告示する。

平成30年5月29日

					料 率	
区		分	賦 課 対 象	基礎賦課額	後期高齢者支援	介護納付金
					金等賦課額	賦課額
所	得	割	賦 課 基 準 額	7.10%	2.69%	3.04%
被保	險者均等	 「 割	被保険者1人 当たり年額	20,400円	7,700円	10,500円
世帯	序別平 等	割	 1世帯当たり 年額 	14,500円	5,500円	5,400円

綾部市告示第110号

綾部市病後児保育事業実施要綱(平成13年綾部市告示第50号)の一部を次のように 改正する。

平成30年5月30日

綾部市長 山 崎 善 也

第10条中「委託する」の次に「ことができる」を加える。

第11条第1項中「1日につき2,000円を」の次に「、半日(5時間以内)につき 1,000円を」を加え、同条第2項中「前項の費用」を「市長が事業委託をしている場 合には、前項の費用」に改める。

第12条中「事業を受託した実施施設」を「市長又は事業を受託した実施施設」に改める。

附 則

この告示は、平成30年5月30日から施行する。

27

綾部市告示第111号

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を 次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

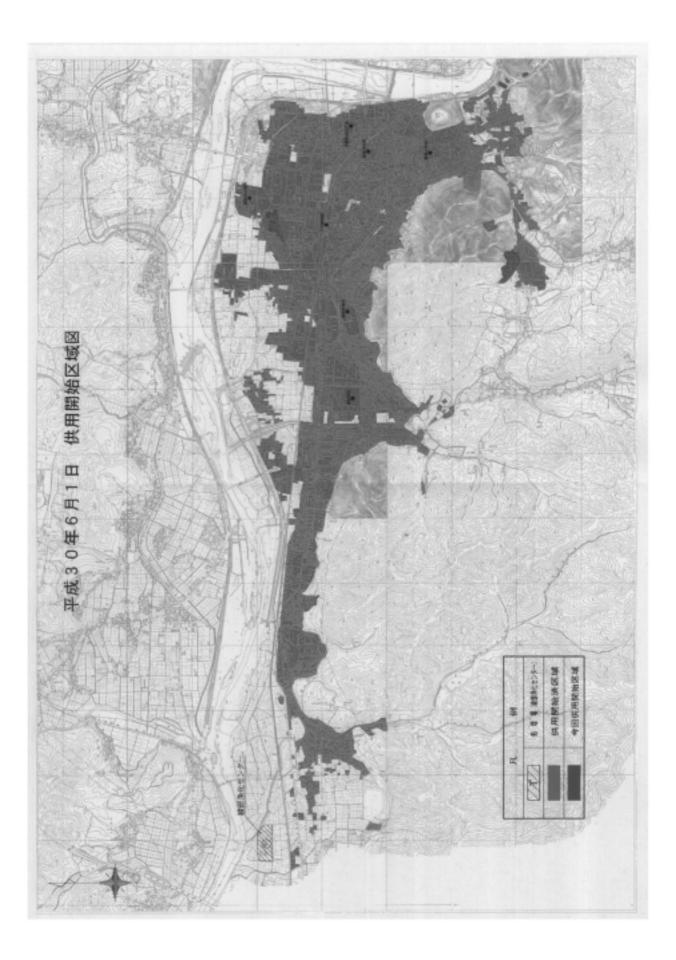
平成30年 6月 1日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 供用を開始すべき年月日 平成30年 6月 1日
- 2 下水を排除すべき区域
 青野町の一部、井倉新町の一部、上野町の一部、田野町の一部、寺町の一部、
 野田町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 青野町の一部、井倉新町の一部、上野町の一部、田野町の一部、寺町の一部、野田町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日
 6 下水を処理すべき区域
 7 下水を処理すべき区域
 7 下水を処理すべき区域
 7 下水を処理すべき区域
 7 下水を処理すべきの
 8 下水を処理すべきの
 8 下水を処理すべきの
 9 下がきの
 9 下がきの
 9 下水を処理

野田町の一部

- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
- (1)位置 高津町横枕8番地
- (2) 名称 綾部浄化センター



次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課にお いて保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

平成30年5月9日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下揭示済)

綾部市公告第54号

特定地域生活排水処理事業、浄化槽設置工事その1に係る入札参加資格について、次 のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の 入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年5月14日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 工事概要
 - (1) 工事番号 第430 21号
 - (2)工事名 浄化槽設置工事その1
 - (3) 工事場所 綾部市睦合町外(別添位置図参照)
 - (4) 工事概要 小型合併処理浄化槽設置

5人槽構造基準型 1基

5人槽構造基準型P付 1基

7人槽構造基準型P付 1基 計3基

(5)予定工期 平成30年6月12日から

平成30年9月19日まで(100日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請 に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかでA等級又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12 月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けてい ないこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加 資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- 3 提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式―1)とともに「一 般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式―2)2部を監理課へ持参により提 出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予 定者名簿」(別記様式-3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式 及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。 ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1) 設計図書の閲覧
 - ①期間 平成30年5月14日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は730円です。
 - (2)入札参加資格確認申請書の受付
 - ①期間 平成30年5月17日(木)午前9時から午後6時まで
 平成30年5月18日(金)午前9時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で5月17日については午前9時から
 正午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、
 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年5月下旬に電子入札 システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 平成30年5月24日(木)から

平成30年5月25日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 公告

から午後5時(最終日は正午)までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年5月28日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は 行いません。
- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1)入札期間
 - ①日時 平成30年6月1日(金)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月4日(月)午前9時から午後2時まで
 ただし、紙入札者の提出は6月1日の午前9時から正午までと午後1
 時から午後5時までと、6月4日の午前9時から正午までと午後1時
 から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/)
 工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

(2) 開札の日時

平成30年6月5日(火)午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

- 11 郵送による入札の可否 郵送による入札は認めません。
- 12 その他
 - (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け 付けません。
 - (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
 - (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入 札辞退届」を提出してください。
 - (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
 - (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取 扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号	$6\ 2\ 3-8\ 5\ 0\ 1$	
所在地	京都府綾部市若竹町8-1	
	綾部市役所本庁東3階	
電話番号	0773-42-4276	(直通)
FAX番号	0773-42-4406	(代表)
E-mail	kanri@city.ayabe.lg.jp	

紙入札方式参加承諾願

1	工事者	昏号	
2	工事	名	
3	場	所	
4	電子 <i>)</i>	入札シス	テムでの参加ができない理由
_	上記の領	案件は、	電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上

上記の条件は、電子入札対象条件ではありますか、今回は当社においては上 記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成	年	月	日	
伯	È 所			
B	£ 名			

ED

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所 氏 名 電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号 工 事 名 工事場所

配置予定者名簿

工 事 名:

商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
	(氏 名)	(氏 名)
1	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
2	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
3	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
4	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
5	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

工事番号:

【記載上の注意事項】

- 1) 配置予定者 共通
 - 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
 - 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
 - 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

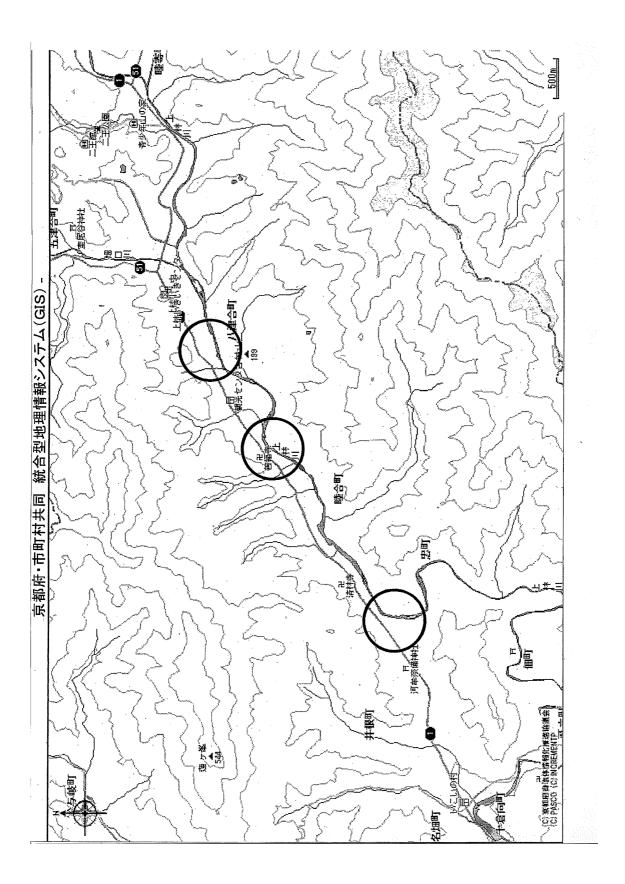
2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して 配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技 術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼 務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事 現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場 合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事としま す。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が
 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請
 業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以
 外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の 全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第55号

特定地域生活排水処理事業、浄化槽設置工事その2に係る入札参加資格について、次 のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の 入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年5月14日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 工事概要
 - (1) 工事番号 第430 22号
 - (2)工事名 浄化槽設置工事その2
 - (3) 工事場所 綾部市老富町外(別添位置図参照)
 - (4) 工事概要 小型合併処理浄化槽設置

5人槽構造基準型 1基

- 10人槽構造基準型P付 1基
- 7人槽コンパクト型 1基
- 5人槽コンパクト型P付 1基 計4基
- (5)予定工期 平成30年6月12日から平成30年9月19日まで(100日間)
- 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録 があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかでA等級又はB等級で登録 されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者 で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措 置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12 月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けてい ないこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加 資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- 3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「一 般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式-2)2部を監理課へ持参により提 出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予 定者名簿」(別記様式-3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式 及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。 ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1)設計図書の閲覧
 - ①期間 平成30年5月14日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は630円です。
 - (2)入札参加資格確認申請書の受付
 - ①期間 平成30年5月17日(木)午前9時から午後6時まで
 平成30年5月18日(金)午前9時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で5月17日については午前9時から
 正午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年5月下旬に電子入札 システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 平成30年5月24日(木)から

平成30年5月25日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年5月28日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は 行いません。
- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1)入札期間
 - ①日時 平成30年6月1日(金)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月4日(月)午前9時から午後2時まで
 ただし、紙入札者の提出は6月1日の午前9時から正午までと午後1
 時から午後5時までと、6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/) 工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。 ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。
 - (2) 開札の日時

平成30年6月5日(火)午後1時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし ます。 また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら れる場合は、本件の入札を無効とします。

- 11 郵送による入札の可否 郵送による入札は認めません。
- 12 その他
 - (1)工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け 付けません。
 - (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
 - (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入 札辞退届」を提出してください。
 - (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
 - (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取 扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号	623-8501	
所在地	京都府綾部市若竹町8-1	
	綾部市役所本庁東3階	
電話番号	0773-42-4276	(直通)
FAX番号	0773-42-4406	(代表)
E-mail	kanri@city.ayabe.lg.jp	

紙入札方式参加承諾願

1	工事者	昏号	
2	工事	名	
3	場	所	
4	電子) 	入札シス	テムでの参加ができない理由
_	上記の領	案件は、	電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上

上記の条件は、電子入札対象条件ではありますか、今回は当社においては上 記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成	年	月	日	
住	所			
氏	名			

ED

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所 氏 名 電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、 参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号 工 事 名 工事場所

配置予定者名簿

工 事 名:

商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
	(氏 名)	(氏 名)
1	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
2	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
3	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
4	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
5	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

工事番号:

【記載上の注意事項】

- 1) 配置予定者 共通
 - 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
 - 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
 - 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

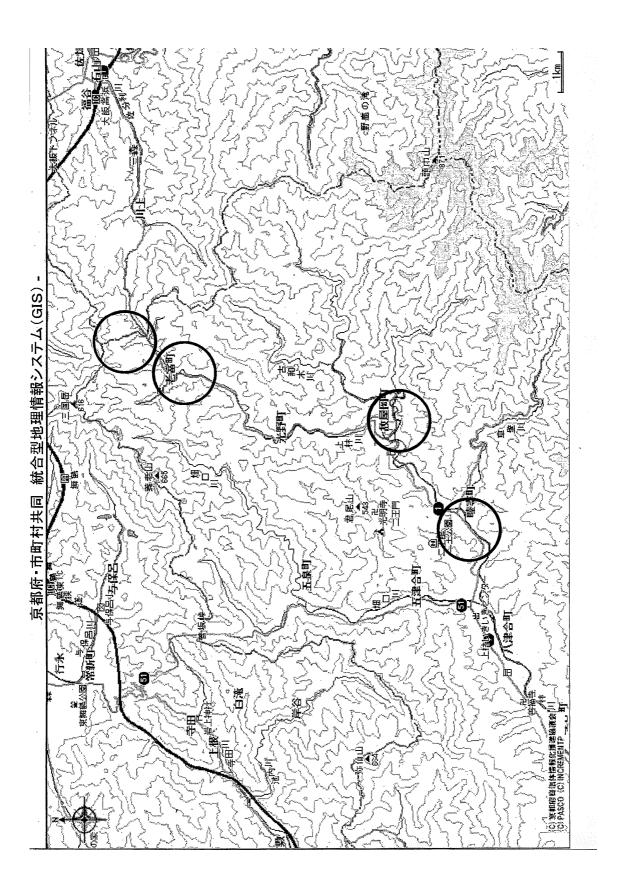
- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して 配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技 術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼 務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事 現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場 合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合 計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合 は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事としま す。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が
 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請
 業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以
 外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の 全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

公 告



綾部市公告第56号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定により、農用地利 用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成30年5月15日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成30年5月15日から平成30年5月28日まで

公告

綾部市公告第57号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1 項の規定に基づき、綾部農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で 準用する同法第12条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画書並び に提出意見書の要旨及び処理結果を次により縦覧に供する。

平成30年5月16日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧期間

平成30年5月17日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農林課

綾部農業振興地域整備計画の変更案に係る住民から の意見の要旨及び当該意見の処理結果

1 意見の提出期間

平成30年4月17日(火) ~ 平成30年5月1日(火)

2 意見の要旨及び処理結果

区分	意見の要旨	意見の数	処理結果	意見の処理内容
意見な	:L			

※処理結果区分

A:対応(反映)済み → 市町村整備計画の案に既に記載済みのもの

B:対応(反映)する → 文章の修正、記述の追加など市町村整備計画に反映させたもの

- C:事業対応(検討) → 今後、農業振興施策を展開する中で検討すべきもの
- D:対応(反映)困難 → 諸般の事情により対応が困難なもの

E:その他 → 情報提供、感想、質問、今回の件に関係ないもの

綾部市公告第58号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、29 災第 2936 号 市道古屋線外1線道路災害復 旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者 は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とし ます。

平成30年5月28日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 工事概要
 - (1) 工事番号 第430 24号
 - (2) 工事名 29 災第 2936 号 市道古屋線外1線道路災害復旧工事
 - (3) 工事場所 綾部市睦寄町(別添位置図参照)
 - (4)工事概要
 29 災第 2936 号 L=22.0m
 コンクリートブロック積工 A=45 m²
 植生工(筋芝) A=17 m²
 アスファルト舗装工 A=11 m²
 29 災第 2937 号 L=10.0m
 コンクリートブロック積工 A=32 m²
 植生工(筋芝) A=2 m²
 アスファルト舗装工 A=5 m²
 (5)予定工期
 平成30年 6月26日から
 平成30年10月23日まで(120日間)
- 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級 で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単 体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの 除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月 31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていな いこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加 資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

- 3 提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「一 般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式-2)2部を監理課へ持参により提 出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予 定者名簿」(別記様式-3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式 及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。 ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1)設計図書の閲覧
 - ①期間 平成30年5月28日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は870円です。
 - (2)入札参加資格確認申請書の受付
 - ①期間 平成30年5月31日(木)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月 1日(金)午前9時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で5月31日については午前9時から
 正午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年6月上旬に電子入札 システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 平成30年6月7日(木)から平成30年6月8日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

公告

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年6月11日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は 行いません。
- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1)入札期間
 - ①日時 平成30年6月15日(金)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月18日(月)午前9時から午後2時まで
 ただし、紙入札者の提出は6月15日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後5時までと、6月18日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/) 工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容 量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ ること。 ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。
 - (2) 開札の日時

平成30年6月19日(火)午前9時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

- 11 郵送による入札の可否 郵送による入札は認めません。
- 12 その他
 - (1)工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け 付けません。
 - (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
 - (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入 札辞退届」を提出してください。
 - (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
 - (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取 扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号	$6\ 2\ 3-8\ 5\ 0\ 1$	
所在地	京都府綾部市若竹町8-1	
	綾部市役所本庁東3階	
電話番号	0773-42-4276	(直通)
FAX番号	$0\ 7\ 7\ 3-4\ 2-4\ 4\ 0\ 6$	(代表)
E-mail	kanri@city.ayabe.lg.jp	

公 告

様式-1

紙入札方式参加承諾願

1	工事番	号	
2	工事	名	
3	場	所	
4	電子入	、札シスラ	テムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上 記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。



ĒÐ

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所 氏 名 電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号 工 事 名 工事場所

配置予定者名簿

- 工事番号:
- 工事名:
- 商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
1	 (氏 名) 手(工 事 名) 持(請負金額) 工(役 職 名) 事(完了予定) 	 (氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
2	 (氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 (氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
3	 (氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 (氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
4	 (氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 (氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
5	 (氏 名) 手 ^(工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 (氏 名) 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】

- 1) 配置予定者 共通
 - 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
 - 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
 - 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

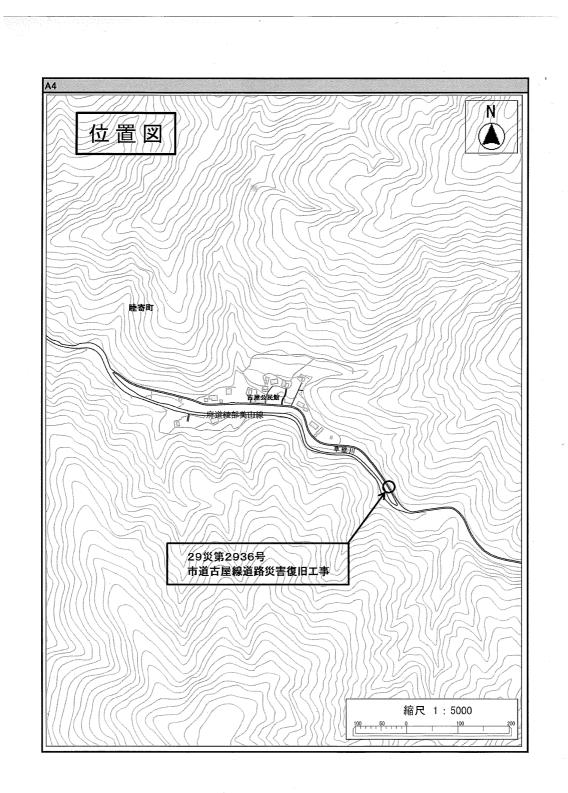
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して 配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技 術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼 務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事 現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場 合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

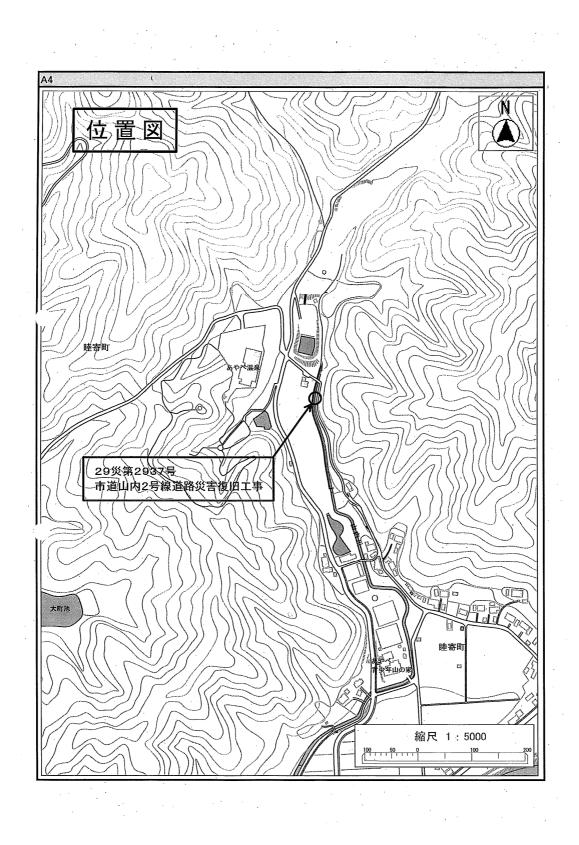
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2)一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事としま す。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が
 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請
 業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以
 外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の 全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



公 告



綾部市公告第59号

物部保育園改修事業、物部保育園外装他改修工事(建築本体工事)に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年5月28日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 工事概要
 - (1) 工事番号 第430 25号
 - (2) 工事名 物部保育園外装他改修工事(建築本体工事)
 - (3) 工事場所 綾部市物部町(別添位置図参照)
 - (4) 工事概要 改修工事

保育棟 屋根改修 339 m²、外壁改修 363 m² 遊戯棟 屋根改修 299 m²、外壁改修 189 m² 外構工事 一式

- (5)予定工期
 平成30年
 6月26日から
 平成30年10月23日まで(120日間)
- 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のA等級 で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単 体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの 除外措置を受けていないこと。
- (3)建築工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月 31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていな いこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加 資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- 3 提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式―1)とともに「一 般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式―2)2部を監理課へ持参により提 出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予 定者名簿」(別記様式-3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式 及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。 ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年5月28日(月)午前9時から

- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は510円です。
- (2)入札参加資格確認申請書の受付
 - ①期間 平成30年5月31日(木)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月 1日(金)午前9時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で5月31日については午前9時から
 正午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年6月上旬に電子入札 システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 平成30年6月7日(木)から
 平成30年6月8日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年6月11日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は 行いません。
- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1)入札期間
 - ①日時 平成30年6月15日(金)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月18日(月)午前9時から午後2時まで
 ただし、紙入札者の提出は6月15日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後5時までと、6月18日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/)
 工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

(2) 開札の日時

平成30年6月19日(火)午前9時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら れる場合は、本件の入札を無効とします。

- 11 郵送による入札の可否 郵送による入札は認めません。
- 12 その他
 - (1)工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け 付けません。
 - (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
 - (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入 札辞退届」を提出してください。
 - (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
 - (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取 扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号	$6\ 2\ 3-8\ 5\ 0\ 1$					
所 在 地	京都府綾部市若竹町8-1					
	綾部市役所本庁東3階					
電話番号	0773-42-4276	(直通)				
FAX番号	0773-42-4406	(代表)				
E-mail	kanri@city.ayabe.lg.jp					

紙入札方式参加承諾願

1	工事都	寄号	
2	工事	名	
3	場	所	
4	電子ノ	、札シフ	テムでの参加ができない理由
	上記の第	客件は、	電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上

上記の条件は、電子入札対象条件ではありますか、今回は当社においては上 記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成	年	月	日	
ſ	主 所			
Į	氏 名			

ED

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所 氏 名 印 電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号 工 事 名 工事場所

配置予定者名簿

工 事 名:

商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
	(氏 名)	(氏 名)
1	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
2	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
3	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
4	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
5	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

工事番号:

【記載上の注意事項】

- 1) 配置予定者 共通
 - 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
 - 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
 - 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

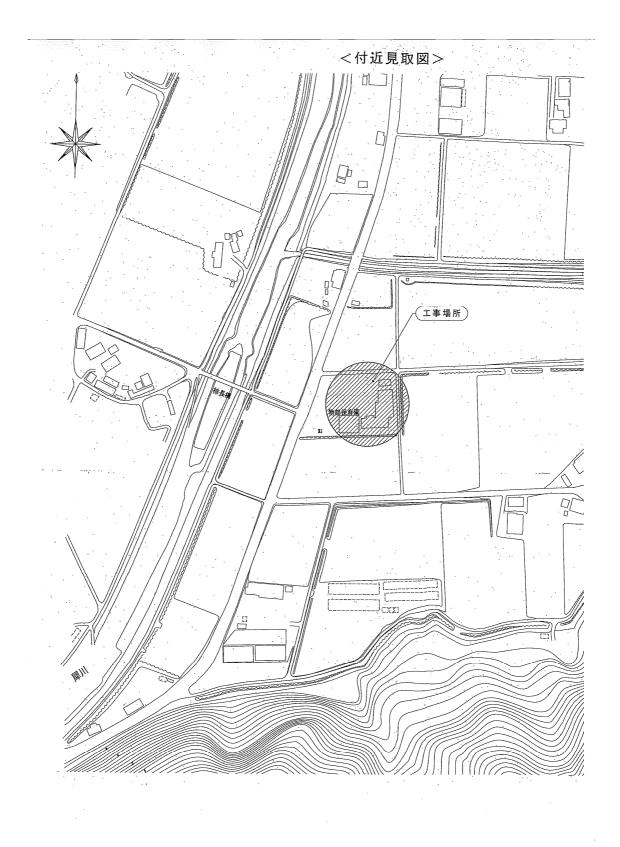
- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して 配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技 術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼 務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事 現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場 合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事としま す。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が
 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請
 業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以
 外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の 全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

公 告



綾部市公告第60号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧(30-1)工事に係る入札参加資格について、 次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事 の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年5月28日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 工事概要
 - (1) 工事番号 第430 26号
 - (2)工事名 公共下水道舗装復旧(30-1)工事
 - (3) 工事場所 綾部市井倉町(別添位置図参照)
 - (4)工事概要 L=524m W=2.6~4m アスファルト舗装工 A=1,980m² 区画線工 L=18m
 (5)予定工期 平成30年6月26日から
 - 平成30年9月 3日まで(70日間)
- 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請 に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級 又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店 を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契 約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月 31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていな いこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加 資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- 3 提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「一 般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式─2)2部を監理課へ持参により提 出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予 定者名簿」(別記様式-3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式 及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。 ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1) 設計図書の閲覧
 - ①期間 平成30年5月28日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は230円です。
 - (2)入札参加資格確認申請書の受付
 - ①期間 平成30年5月31日(木)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月 1日(金)午前9時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で5月31日については午前9時から
 正午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年6月上旬に電子入札 システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によ りその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 平成30年6月7日(木)から
 平成30年6月8日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。
 - ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成30年6月11日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は 行いません。
- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1)入札期間
 - ①日時 平成30年6月15日(金)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月18日(月)午前9時から午後2時まで
 ただし、紙入札者の提出は6月15日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後5時までと、6月18日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/)
 工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

(2) 開札の日時

平成30年6月19日(火)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら れる場合は、本件の入札を無効とします。

- 11 郵送による入札の可否 郵送による入札は認めません。
- 12 その他
 - (1)工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け 付けません。
 - (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
 - (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入 札辞退届」を提出してください。
 - (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
 - (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取 扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号	$6\ 2\ 3-8\ 5\ 0\ 1$	
所 在 地	京都府綾部市若竹町8-1	
	綾部市役所本庁東3階	
電話番号	0773-42-4276	(直通)
FAX番号	0773-42-4406	(代表)
E-mail	kanri@city.ayabe.lg.jp	

紙入札方式参加承諾願

1	工事都	寄号	
2	工事	名	
3	場	所	
4	電子ノ	、札シフ	テムでの参加ができない理由
	上記の第	客件は、	電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上

上記の条件は、電子入札対象条件ではありますか、今回は当社においては上 記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成	年	月	日	
住	所			
Ľ.	Þ			
氏	名			

ED

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、 参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号 工 事 名 工事場所

配置予定者名簿

工 事 名:

商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
	(氏 名)	(氏 名)
1	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
2	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
3	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
4	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
5	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

工事番号:

【記載上の注意事項】

- 1) 配置予定者 共通
 - 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
 - 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
 - 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

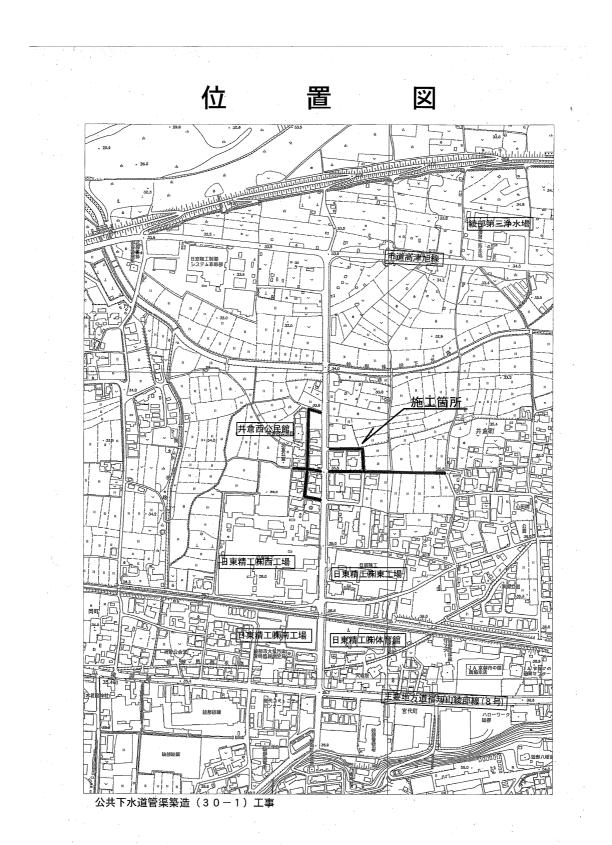
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して 配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技 術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼 務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事 現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場 合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事としま す。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が
 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請
 業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以
 外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の 全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

公 告



84

綾部市公告第61号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧(30-4)工事に係る入札参加資格について、 次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事 の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年5月28日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 工事概要
 - (1) 工事番号 第430 27号
 - (2) 工事名 公共下水道舗装復旧(30-4) 工事
 - (3) 工事場所 綾部市井倉新町外(別添位置図参照)
 - (4)工事概要 L=480m W=2.1~6.65m アスファルト舗装工 A=2,168m² 区画線工 L=91m
 (5)予定工期 平成30年6月26日から
 - 平成30年9月 3日まで(70日間)
- 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請 に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級 又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店 を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契 約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月 31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていな いこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加 資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- 3 提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「一 般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式─2)2部を監理課へ持参により提 出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予 定者名簿」(別記様式-3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式 及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。 ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1) 設計図書の閲覧
 - ①期間 平成30年5月28日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は470円です。
 - (2)入札参加資格確認申請書の受付
 - ①期間 平成30年5月31日(木)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月 1日(金)午前9時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で5月31日については午前9時から
 正午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年6月上旬に電子入札 システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によ りその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 平成30年6月7日(木)から
 平成30年6月8日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。
 - ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成30年6月11日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は 行いません。
- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1)入札期間
 - ①日時 平成30年6月15日(金)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月18日(月)午前9時から午後2時まで
 ただし、紙入札者の提出は6月15日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後5時までと、6月18日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/)
 工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

(2) 開札の日時

平成30年6月19日(火)午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら れる場合は、本件の入札を無効とします。

- 11 郵送による入札の可否 郵送による入札は認めません。
- 12 その他
 - (1)工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け 付けません。
 - (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
 - (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入 札辞退届」を提出してください。
 - (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
 - (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取 扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号	$6\ 2\ 3-8\ 5\ 0\ 1$	
所 在 地	京都府綾部市若竹町8-1	
	綾部市役所本庁東3階	
電話番号	0773-42-4276	(直通)
FAX番号	0773-42-4406	(代表)
E-mail	kanri@city.ayabe.lg.jp	

紙入札方式参加承諾願

1	工事者	昏号	
2	工事	名	
3	場	所	
4	電子 <i>)</i>	入札シス	テムでの参加ができない理由
_	上記の領	案件は、	電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上

上記の条件は、電子入札対象条件ではありますか、今回は当社においては上 記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成	年	月	日	
伯	È 所			
B	元 名			
-	V II			

ED

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、 参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号 工 事 名 工事場所

配置予定者名簿

工 事 名:

商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
	(氏 名)	(氏 名)
1	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
2	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
3	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
4	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
5	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

工事番号:

【記載上の注意事項】

- 1) 配置予定者 共通
 - 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
 - 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
 - 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

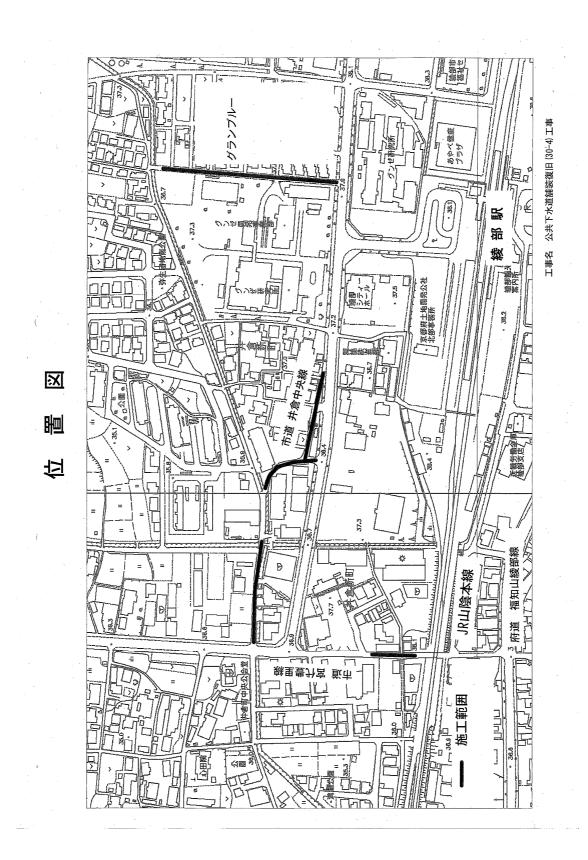
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して 配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技 術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼 務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事 現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場 合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事としま す。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が
 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請
 業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以
 外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の 全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

公告



綾部市公告第62号

大規模改修事業(学校空調設備整備事業(小学校))、給食調理室空調設備整備工事に 係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請し てください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年5月28日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 工事概要
 - (1) 工事番号 第430 28号
 - (2) 工事名 給食調理室空調設備整備工事
 - (3) 工事場所 綾部市岡安町外
 - (4) 工事概要 空調機設置

吉美小学校 洗浄室 3 馬力 1 基、下処理室 1.8 馬力 1 基 豊里小学校 洗浄室、下処理室 3 馬力 各1 基 西八田小学校 下処理室 2.5 馬力 1 基 物部小学校 下処理室 2.3 馬力 1 基 東八田小学校 下処理室 2 馬力 1 基 志賀小学校 下処理室 2 馬力 1 基

- (5)予定工期 平成30年6月26日から平成30年9月 3日まで(70日間)
- 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級、 B等級、C等級のいずれかで登録されており、平成30年4月1日以降継続して 綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び 市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月 31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていな いこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加 資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

- 3 提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一 般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提 出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予 定者名簿」(別記様式-3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式 及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。 ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1)設計図書の閲覧
 - ①期間 平成30年5月28日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は480円です。
 - (2)入札参加資格確認申請書の受付
 - ①期間 平成30年5月31日(木)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月 1日(金)午前9時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で5月31日については午前9時から
 正午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1)一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年6月上旬に電子入札 システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 平成30年6月7日(木)から
 - 平成30年6月8日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年6月11日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は 行いません。
- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1)入札期間
 - ①日時 平成30年6月15日(金)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月18日(月)午前9時から午後2時まで
 ただし、紙入札者の提出は6月15日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後5時までと、6月18日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/) 工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容 量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ ること。 ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。
 - (2) 開札の日時

平成30年6月19日(火)午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

- 12 その他
 - (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け 付けません。
 - (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
 - (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入 札辞退届」を提出してください。
 - (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
 - (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取 扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号	623-8501	
所在地	京都府綾部市若竹町8-1	
	綾部市役所本庁東3階	
電話番号	0773-42-4276	(直通)
FAX番号	0773-42-4406	(代表)
E-mail	kanri@city.ayabe.lg.jp	

紙入札方式参加承諾願

1	工事都	寄号	
2	工事	名	
3	場	所	
4	電子ノ	、札シフ	テムでの参加ができない理由
	上記の第	客件は、	電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上

上記の条件は、電子入札対象条件ではありますか、今回は当社においては上 記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成	左	F	月	日		
1	住	所				
J	氏	名				

ED

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、 参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号 工 事 名 工事場所

配置予定者名簿

工 事 名:

商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
	(氏 名)	(氏 名)
1	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
2	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
3	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
4	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
5	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

工事番号:

【記載上の注意事項】

- 1) 配置予定者 共通
 - 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
 - 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
 - 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して 配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技 術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼 務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事 現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場 合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事としま す。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が
 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請
 業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以
 外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の 全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

綾部市公告第63号

物部保育園改修事業、物部保育園外装他改修工事(電気設備工事)に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年5月28日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 工事概要
 - (1) 工事番号 第430 29号
 - (2) 工事名 物部保育園外装他改修工事(電気設備工事)
 - (3) 工事場所 綾部市物部町(別添位置図参照)
 - (4) 工事概要 改修工事

遊戯棟照明器具取替、エアコン設置 一式

キュービクル設置他 一式

- (5)予定工期
 平成30年 6月26日から
 平成30年10月23日まで(120日間)
- 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級、 B等級、C等級のいずれかで登録されており、平成30年4月1日以降継続して 綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び 市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3)電気工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月 31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていな いこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加 資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- 3 提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「一 般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式─2)2部を監理課へ持参により提 出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予 定者名簿」(別記様式-3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式 及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。 ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1) 設計図書の閲覧
 - ①期間 平成30年5月28日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は170円です。
 - (2)入札参加資格確認申請書の受付
 - ①期間 平成30年5月31日(木)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月 1日(金)午前9時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で5月31日については午前9時から
 正午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年6月上旬に電子入札 システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 平成30年6月7日(木)から
 平成30年6月8日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。
 - ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成30年6月11日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は 行いません。
- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1)入札期間
 - ①日時 平成30年6月15日(金)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月18日(月)午前9時から午後2時まで
 ただし、紙入札者の提出は6月15日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後5時までと、6月18日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/)
 工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

(2) 開札の日時

平成30年6月19日(火)午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら れる場合は、本件の入札を無効とします。

- 11 郵送による入札の可否 郵送による入札は認めません。
- 12 その他
 - (1)工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け 付けません。
 - (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
 - (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入 札辞退届」を提出してください。
 - (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
 - (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取 扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号	$6\ 2\ 3-8\ 5\ 0\ 1$	
所 在 地	京都府綾部市若竹町8-1	
	綾部市役所本庁東3階	
電話番号	0773-42-4276	(直通)
FAX番号	0773-42-4406	(代表)
E-mail	kanri@city.ayabe.lg.jp	

紙入札方式参加承諾願

1	工事者	昏号	
2	工事	名	
3	場	所	
4	電子) 	入札シス	テムでの参加ができない理由
_	上記の領	案件は、	電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上

上記の条件は、電子入札対象条件ではありますか、今回は当社においては上 記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

(EJ)

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、 参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号 工 事 名 工事場所

配置予定者名簿

工 事 名:

商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
	(氏 名)	(氏 名)
1	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
2	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
3	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
4	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
5	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

工事番号:

【記載上の注意事項】

- 1) 配置予定者 共通
 - 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
 - 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
 - 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

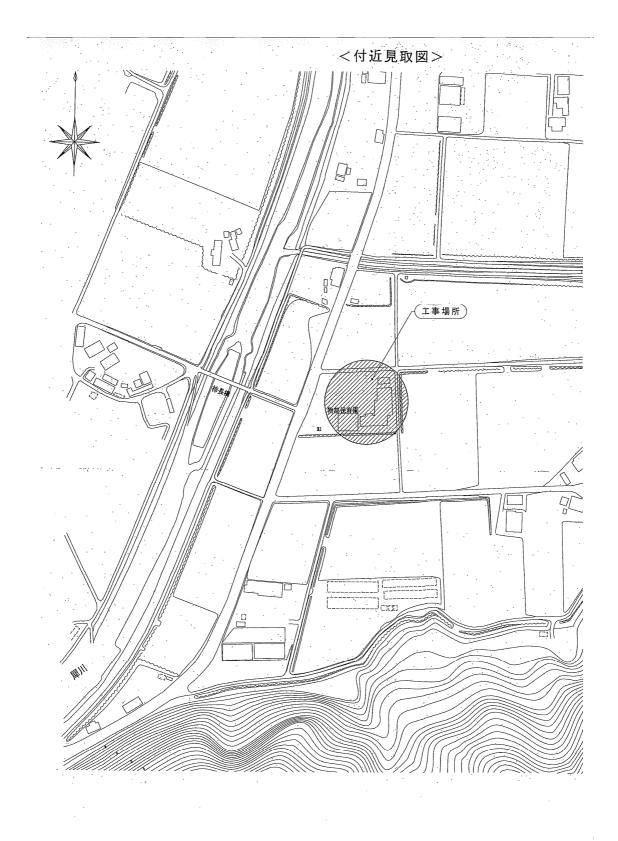
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して 配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技 術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼 務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事 現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場 合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事としま す。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が
 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請
 業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以
 外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の 全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第64号

特定地域生活排水処理事業、浄化槽設置工事その3に係る入札参加資格について、次 のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の 入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年5月28日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 工事概要
 - (1) 工事番号 第430 31号
 - (2)工事名 浄化槽設置工事その3
 - (3) 工事場所 綾部市栗町外(別添位置図参照)
 - (4) 工事概要 小型合併処理浄化槽設置
 - 5人槽構造基準型 1基
 - 7 人槽構造基準型 1 基
 - 7人槽構造基準型P付 3基
 - 7人槽コンパクト型P付 1基

計6基

- (5)予定工期 平成30年 6月26日から平成30年10月23日まで(120日間)
- 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ、土木工事・建築工事・管工事のいずれかでA等級又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12 月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けてい ないこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加 資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

- 3 提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一 般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提 出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予 定者名簿」(別記様式-3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式 及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。 ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1)設計図書の閲覧
 - ①期間 平成30年5月28日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は740円です。
 - (2)入札参加資格確認申請書の受付
 - ①期間 平成30年5月31日(木)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月 1日(金)午前9時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で5月31日については午前9時から
 正午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1)一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年6月上旬に電子入札 システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 平成30年6月7日(木)から
 - 平成30年6月8日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時 から午後5時(最終日は正午)までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年6月11日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は 行いません。
- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1)入札期間
 - ①日時 平成30年6月15日(金)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月18日(月)午前9時から午後2時まで
 ただし、紙入札者の提出は6月15日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後5時までと、6月18日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/) 工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容 量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ ること。 ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。
 - (2) 開札の日時

平成30年6月19日(火)午前10時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

- 12 その他
 - (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け 付けません。
 - (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
 - (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入 札辞退届」を提出してください。
 - (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
 - (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取 扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号	623-8501	
所在地	京都府綾部市若竹町8-1	
	綾部市役所本庁東3階	
電話番号	0773-42-4276	(直通)
FAX番号	0773-42-4406	(代表)
E-mail	kanri@city.ayabe.lg.jp	

紙入札方式参加承諾願

1	工事者	昏号	
2	工事	名	
3	場	所	
4	電子 <i>)</i>	入札シス	テムでの参加ができない理由
_	上記の領	案件は、	電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上

上記の条件は、電子入札対象条件ではありますか、今回は当社においては上 記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成	年	月	日	
作	主 所			
E	氏 名			

(EJ)

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所 氏 名 印 電話番号 FAX番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、 参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号 工 事 名 工事場所

配置予定者名簿

工 事 名:

商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
	(氏 名)	(氏 名)
1	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
2	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
3	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
4	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
5	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

工事番号:

【記載上の注意事項】

- 1) 配置予定者 共通
 - 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
 - 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
 - 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

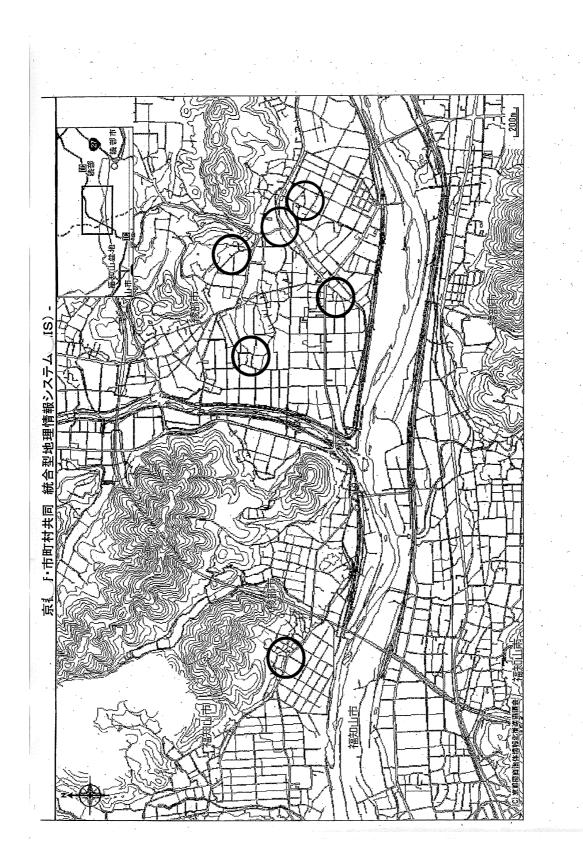
- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して 配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技 術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼 務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事 現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場 合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合 計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合 は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事としま す。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が
 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請
 業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以
 外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の 全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第65号

特定地域生活排水処理事業、浄化槽設置工事その4に係る入札参加資格について、次 のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の 入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年5月28日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 工事概要
 - (1) 工事番号 第430 32号
 - (2)工事名 浄化槽設置工事その4
 - (3) 工事場所 綾部市高倉町外(別添位置図参照)
 - (4) 工事概要 小型合併処理浄化槽設置

5人槽構造基準型 3基

10人槽構造基準型 2基

- 7人槽コンパクト型 1基 計6基
- (5)予定工期 平成30年 6月26日から
 - 平成30年10月 3日まで(100日間)
- 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請 に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ、土木工事・建築工事・管工事のいずれかでA等級又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12 月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けてい ないこと。
- (4)申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加 資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- 3 提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「一 般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式-2)2部を監理課へ持参により提 出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予 定者名簿」(別記様式-3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式 及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。 ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

- 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
 - (1) 設計図書の閲覧
 - ①期間 平成30年5月28日(月)午前9時から
 - ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は590円です。
 - (2)入札参加資格確認申請書の受付
 - ①期間 平成30年5月31日(木)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月 1日(金)午前9時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で5月31日については午前9時から
 正午までと午後1時から午後5時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、
 監理課への持参による提出とします。
- 5 入札参加資格確認通知について
 - (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年6月上旬に電子入札 システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
 - (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
 - ①期間 平成30年6月7日(木)から
 - 平成30年6月8日(金)正午まで
 - ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の 提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

公告

から午後5時(最終日は正午)までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年6月11日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は 行いません。
- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1)入札期間
 - ①日時 平成30年6月15日(金)午前9時から午後6時まで
 平成30年6月18日(月)午前9時から午後2時まで
 ただし、紙入札者の提出は6月15日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後5時までと、6月18日の午前9時から正午までと午後
 1時から午後2時までとします。
 - ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/)
 工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法 については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。

(2) 開札の日時

平成30年6月19日(火)午前11時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77 条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

- 11 郵送による入札の可否 郵送による入札は認めません。
- 12 その他
 - (1)工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け 付けません。
 - (2)入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共 工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
 - (3)入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入 札辞退届」を提出してください。
 - (4)入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、 関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
 - (5)本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取 扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号	$6\ 2\ 3-8\ 5\ 0\ 1$	
所在地	京都府綾部市若竹町8-1	
	綾部市役所本庁東3階	
電話番号	0773-42-4276	(直通)
FAX番号	0773-42-4406	(代表)
E-mail	kanri@city.ayabe.lg.jp	

紙入札方式参加承諾願

1	工事者	昏号	
2	工事	名	
3	場	所	
4	電子 <i>)</i>	入札シス	テムでの参加ができない理由
_	上記の領	案件は、	電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上

上記の条件は、電子入札対象条件ではありますか、今回は当社においては上 記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成	年	月	日	
日	三 所			
E	: 名			

(EJ)

綾 部 市 長 様

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、 参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号 工 事 名 工事場所

配置予定者名簿

工 事 名:

商号及び名称:

	現場代理人	主 任 技 術 者
	(氏 名)	(氏 名)
1	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
2	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
3	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
4	手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
	(氏 名)	(氏 名)
5	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定) 	 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

工事番号:

【記載上の注意事項】

- 1) 配置予定者 共通
 - 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
 - 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
 - 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請 書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新 たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更 届を監理課へ提出してください。)

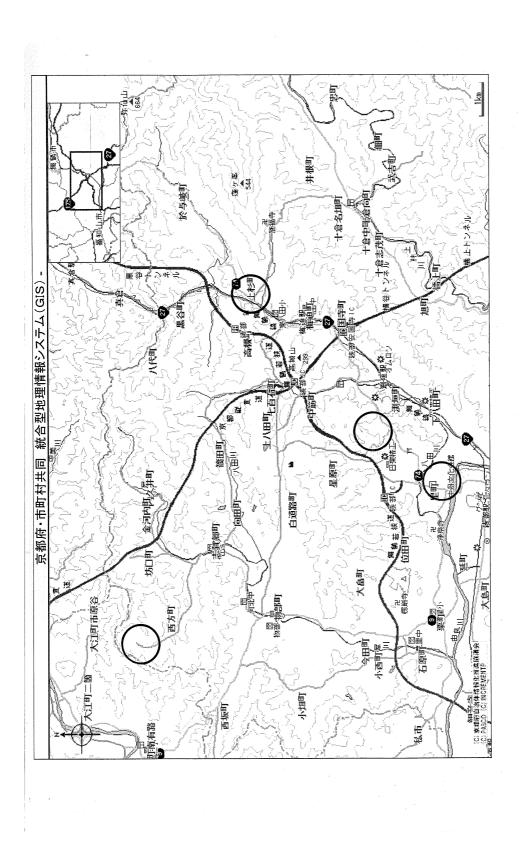
2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して 配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技 術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼 務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事 現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場 合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合 計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合 は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約 書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事としま す。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既 発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
 (ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が
 現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請
 業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以
 外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、次の 全てを満たす工事とします。
 - ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3) に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第66号

綾部農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年 法律第58号)第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業 振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した 書面を添えて、次により縦覧に供する。

綾部市の住民は、平成30年7月2日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更 案について、綾部市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域 内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案 に対して異議があるときは、平成30年7月2日の翌日から起算して15日以内に綾部市にこ れを申し出ることができる。

平成30年5月30日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧期間
 - 自 平成30年 5月30日 至 平成30年 7月 2日
- 2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農林課

- 3 意見書の提出先、提出方法、提出に当たっての注意事項
 - 提出先 綾部市役所 農林商工部農林課
 - 提出方法 書面によるものとする。
 - 注意事項
- (1) 個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人の場合にあって は、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載する。
- (2)意見書の内容を公表する場合もある。ただし、特定の個人が識別 しうる場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
- (3)意見書に対する個別の回答は行わず、市整備計画を公告する際に 意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。
- 4 異議の申出先、申出方法、申出に当たっての注意事項
 - 申出先 綾部市役所 農林商工部農林課
 - 申出方法 書面によるものとする。
 - 注意事項 異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。
 - (1) 異議申出人の氏名及び年齢又は名称及び住所
 - (2) 異議申出人に係る農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地 について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並 びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他

の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

- (3) 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った 年月日
- (4) 異議申出の趣旨及び理由
- (5) 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- (6) 異議申出の年月日

教育委員会規則

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規 則をここに公布する。

平成30年5月10日

綾部市教育委員会

教育長 足 立 雅 和

綾部市教育委員会規則第3号

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成30年綾部市条 例第7号)附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成 30年5月10日とする。 綾部市教育委員会告示第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定 により、平成30年第5回(5月)綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成30年5月21日

綾部市教育委員会

教育長 足 立 雅 和

- 日時
 平成30年5月22日(火)
 午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局(教育長室)
- 3 付議事項
 - ・議第12号 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程 の一部改正について
 - ・議第13号 綾部市社会教育委員の委嘱について
 - ・議第14号 綾部市図書館協議会委員の任命及び解任について
 - ・議第15号 平成30年度綾部市一般会計補正予算について
 - ・議第16号 専決処分事項の報告について
- 4 報告事項
 - ・綾部市総合教育会議教育大綱の策定について
- 5 事務連絡
 - ・各課からの連絡事項

綾部市教育委員会教育長訓令甲第1号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を 改正する訓令を次のように定める。

平成30年5月23日

綾部市教育委員会

教育長 足 立 雅 和

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の 服務に関する規程の一部を改正する規程

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程(平成2年 綾部市教育委員会教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

Γ

		1
(16)満15歳に達する	次に掲げる場合で勤務 1年について7日(当	
日以後の最初の3	しないことが相当と認め 該子を2人養育する職員	
月31日までの間	られるときである。 にあっては10日、当該	
にある子又は特別	(1)負傷、疾病による治子を3人以上養育する職	
支援学校(高等部専	療、療養中の子の看病員にあっては10日に当	
攻科を除く。)に在	及び通院等の世話を 該子の数から2を減じた	
籍する子 (いずれも	行う場合 数を加えた日数)以内で	
配偶者の子を含	(2)子が受ける予防接種その都度必要と認められ	
む。)を養育する職	又は健康診断に付き る期間	
員が次に掲げる行	添う場合	
為を行う場合	(3)子が在籍し、又は在	を
ア 当該子の看護	籍することとなる学	
イ 当該子が受け	校等の授業参観その	
る予防接種又は	他これに順ずる行事	
健康診断への付	に出席する場合	
添い		
ウ 当該子が在籍		
し、又は在籍する		
こととなる学校		
等が実施する行		
事への出席		
		i

┘

(16)	尚15歳に達する	次	に掲げる	場合で勤	務	1年について7	7日(当	
日	以後の最初の 3	しな	いことが	相当と認	め	該子を2人養育す	「る職員	
月	31日までの間	られ	るときで	ある。		にあっては10日	1、当該	
に	ある子、満18歳	(1)負傷、	疾病によ る	る治	子を3人以上養育	すする職	
に	達する日以後の		療、療養・	中の子のヲ	看病	員にあっては1()日に当	
最	初の3月31日		及び通院	等の世話	を	該子の数から2を	こ減じた	
ま	での間にある障	:	行う場合			数を加えた日数)	(当該	
害	のある子又は特	(2)子が受(ナる予防打	妾種	子のうちに3歳に	こ満たな	
別	支援学校(高等部		又は健康	診断に付	き	い子がいる職員に	こあって	
専	攻科を除く。)に		添う場合			は、これらの日萎	女に1を	
	籍する子 (いずれ				は在	加えた日数)以内	うでその	
ŧ	配偶者の子を含					都度必要と認めら		
	。)を養育する職	;	校等の授	業参観そ	の	間		に、
	が次に掲げる行			準ずる行		1		•
	を行う場合		に出席す		•			
	当該子の看護			<u>а</u> "л ц				
	当該子が受け							
	る予防接種又は							
	健康診断への付							
	添い							
占	当該子が在籍							
	し、又は在籍する							
	し、又は仕精りることとなる学校							
	等が実施する行							
	事への出席							



附 則

(施行期日)

この訓令は、平成30年5月23日から施行し、改正後の別表の2の表(16)の項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
 (経過措置)

2 この訓令の施行の際現に、この訓令による改正前の綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程第6条の規定により、職員の配偶者が死亡した場合に該当するものとして別表の2の表(18)の項の休暇の承認を受けている職員については、この訓令による改正後の綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程別表の2の表(18)の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

綾部市選挙管理委員会告示第45号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申し出に係る 選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則 第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年5月18日

綾部市選挙管理委員会

委員長 十 倉 照 子

	閲覧年月日	平成29年6月13日
	閲覧申出者の氏名	(社)新情報センター事務局長 平 谷 伸 次
1	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
	閲 覧 目 的 の 概 要	総務省が実施する「家計消費状況調査」の対象 者抽出のため
	委 託 者	総務省統計局
	閲覧に係る選挙人の範囲	坊口町、金河内町、内久井町、志賀郷町
	閲覧年月日	平成29年6月8日から 平成29年6月20日まで
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	搗 頭 久美子
2	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市大島町梶長16-12
	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動のため
	委託者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	中筋・物部・志賀郷・豊里地区

選挙管理委員会告示

	閲覧年月日	平成29年6月6日から 平成29年6月21日まで
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	吉 崎 久
3	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市岡町四ツ尾下26-2
	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動のため
	委託者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	豊里地区
	閲覧年月日	平成29年7月6日から 平成29年8月23日まで
	閲覧申出者の氏名	井 田 佳代子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市味方町畦田30
4	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動のため
	委託者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	味方町、上野町、野田町、並松町、寺町、青野町、 下八田町、上八田町、里町、有岡町、小呂町、 岡安町、七百石町、中筋町、渕垣町、田野町、 紫水ケ丘
	閲覧年月日	平成29年9月21日
	閲覧申出者の氏名	搗 頭 久美子
5	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市大島町梶長16-12
	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動のため
	委託者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	中筋地域

	閲覧年月日	平成29年11月13日
	閲覧申出者の氏名	(株)地域未来研究所
	阅見甲山 1 0 氏 1	代表取締役 赤 田 浩 志
6	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	大阪府大阪市北区堂島1丁目5番17号
	閲 覧 目 的 の 概 要	京都府民のスポーツに関する実態調査の調査対 象者を抽出するため
	委託者	京都府教育委員会
	閲覧に係る選挙人の範囲	本町、寺町、川糸町、味方町、野田町、中山町、 安国時町、西坂町
	閲覧年月日	平成29年11月14日
	閲覧申出者の氏名	堀 口 → 也
7	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市宮代町明知22-16
	閲覧目的の概要	後援会活動のため
	委託者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	綾部小学校区
	閲覧年月日	平成30年3月9日、3月12日
	閲覧申出者の氏名	(株)あやべ市民新聞社 代表取締役 高 崎 忍
8	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市大島町沓田4番地の3
	閲 覧 目 的 の 概 要	綾部市民の生活意識、政治意識、地域メディアへ の関心度などの調査のため
	委託者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	市内の満18歳以上の男女を無作為抽出

綾部市選挙管理委員会告示第46号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収 支報告書の要旨を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定に より次のとおり公表する。

平成30年5月21日

綾部市選挙管理委員会

委員長 十 倉 照 子

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 綾部市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
 <u>5,447,299円</u>
- 3 報告書の要旨

·			1	I	
候補者氏名		也	所属党派 無所属	期間	第1回分
出納責任者氏名	杉 山	充		2月 1日まで	
収 入				支 出	
主たる寄附					
(氏名・団体名)	(職	業)	(寄附額)		
みんなでつくる綾部	民主市政の会		918,171 円	人件費	円
				家屋費	72,000 円
				選挙事務所費	45,000 円
				集合会場費	27,000 円
				通信費	
				交通費	
				印刷費	510,208 円
				広告費	240,577 円
				文具費	34,165 円
				食糧費	41,649 円
				~ [19,572 円
				作具	13, 512 []
その他の収入			0 円		
今 回 計			918,171 円	今回計	918,171 円
前回計			0 円	前回計	0 円
総計			918,171 円	総計	918,171 円

報告書受理年月日	平成30年2月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

綾部市選挙管理委員会告示第47号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協 議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとお りである。

平成30年6月1日

綾部市選挙管理委員会

委員長 十 倉 照 子

578人

綾部市選挙管理委員会告示第48号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員 及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1 の数は、次のとおりである。

平成30年6月1日

綾部市選挙管理委員会

委員長 十 倉 照 子

9,626人

綾部市選挙管理委員会告示第49号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されてい る者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年6月1日

綾部市選挙管理委員会

委員長 十 倉 照 子

4, 813人